

新宮町定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス
整備・運営事業者 募集要項

(令和7年度 新規整備)

新宮町健康福祉課

令和6年12月

目次

1	公募の趣旨	2
2	募集するサービスの種類	2
3	募集内容	2
4	応募資格	2
5	用地について	3
6	基準等の遵守	3
7	受付期間及び提出方法	3
8	応募に当たっての留意点	4
9	選定方法	5
10	質問の受付について	5
資料 1	選定評価項目	7
資料 2	質問票	9
資料 3	提出書類一覧	10

1 公募の趣旨

新宮町では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、高齢者の在宅生活継続のために必要不可欠なサービスだと考えており、福岡県第10次高齢者保健福祉計画等に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募は、当計画に基づく必要な整備量を確保するために行うものです。

なお、こちらの公募は補助金の対象ではありません。

2 募集するサービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※一体型・連携型どちらでも可

3 募集内容

(1) 募集数

1 事業所

※サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者へのサービスの割合は全利用者の50%未満とすること。

(2) 募集地域

原則町内全域

(3) 整備年度（令和7年度中）

令和7年4月から令和8年3月までの各月1日付けで、令和7年度中に定期巡回を開設できるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けること。

4 応募資格

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設を希望する法人で、以下の要件を全て満たす者

- (1) 介護保険法第78条の2第4項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (2) 既存法人（介護保険事業）の場合、過去5年間の指導監査等で行政処分（指定の取消し、指定の全部又は一部停止等）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (4) 町税の未納がないこと。
- (5) 法人の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、

次の事項のいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」）という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）である。
- イ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している。
- ウ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。
- エ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与している。
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

5 用地について

- (1) 開設予定の土地・建物は事業者が所有又は賃借するものとします。
なお、応募段階で土地・建物の取得は不要です（賃借の場合は、相当期間の賃借契約期間を設定してください）。
- (2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内又は土砂災害特別警戒区域内ではないこと。

6 基準等の遵守

整備計画に当たっては、以下の関係法令等を遵守すること。

【施設の人員・整備・運営に関すること】

- (1) 介護保険法
- (2) 老人福祉法
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (4) 各種関係法令等

【施設の建設に関すること】

- (1) 都市計画法
- (2) 建築基準法
- (3) 消防法
- (4) バリアフリー関係法令等
- (5) 各種関係法令等

7 受付期間及び提出方法

本公募への申し込みを希望する事業者は、以下の要領で応募書類を提出してください。

- (1) 受付期間及び提出場所

ア 受付期間

令和6年12月6日(金)～令和7年1月24日(金)

(土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から令和7年1月3日までを除きます)

午前8時30分～午後5時

※郵送・電子メールによる受け付けはしません。あらかじめ電話連絡の上、来庁願います。

イ 提出場所・問い合わせ先

新宮町福祉センター 健康福祉課 高齢者福祉担当

福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁目3番1号

電話 092 - 710 - 8286 FAX 092 - 710 - 8287

(1) 提出部数

正本1部 副本2部(コピー可)

(3) 提出書類について

ア 提出書類については、本要項の「提出書類一覧」(資料3)のとおりとします。

イ 提出に必要な様式類については、新宮町のホームページからダウンロードすることができます。

ウ 契約者同士で原本を保管する契約関係書類などは、写しの提出で構いませんが、次のとおり法人代表者名で原本証明してください。

(原本証明の例)

この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

法人名 ○○○○○

代表者 ○○ ○○実印

エ 提出書類の体裁は以下のとおりに整えてください。

- ① 全体をバインダー等(A4版)、左とじで綴る。
- ② 表紙には表題をつける。
- ③ 様式ごとに中表紙を挿入し、見出し(インデックスシール)をつける。

8 応募に当たっての留意点

- (1) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (2) 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 他の応募者の計画の内容に関する問い合わせには、理由の如何を問わず一切応じません。
- (4) 本応募に関して発生した損害賠償請求等については、応募者の責任に帰する事項であり、本町はその責任を負いません。

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

- (5) 事業の審査後の協議において開設の許可が得られないなど、次のア～ウに該当し、事業計画が成り立たないことが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。この場合、本町はその責任を一切負いません。

ア 必要な許認可が取得できない場合

イ 資金計画の大幅な変更

ウ 事業計画の変更（計画地の変更、本要項の要件に適合しない変更等）

9 選定方法

新宮町定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査に基づき選定します。

(1) 書類審査

応募書類に基づき、書類審査を行います。

審査項目は応募書類が要件を満たしていること。

(2) 本審査

書類審査を通過したものについて、選定委員会が審査を行います。

ア ヒアリング（評価項目について行います。所要時間は30分程度）

イ 評価項目（資料1のとおり）

(3) 選定結果の通知

選定結果は文書で通知するとともに、自己の評価のみを開示します。なお、審査の結果、「選定事業所なし」となる場合があります。

10 質問の受付について

(1) 受付期間

令和6年12月6日（金）～12月20日（金）

（土曜日・日曜日を除きます）

(2) 受付方法

ア 質問票（資料2）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項を1件ごとに1部作成してください。

イ 質問内容に関して健康福祉課からお尋ねすることがありますので、提出する質問票の控えを保管しておいてください。

ウ 質問票は福祉センター健康福祉課窓口へ提出していただくか、FAXで送信してください。

い。なお、FAXの場合は必ず受信確認のために電話をしてください。

新宮町福祉センター健康福祉課 高齢者福祉担当 あて

住所 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号

FAX 092 - 710 - 8287 電話 092 - 710 - 8286

エ 質問票以外の方法での対応は受け付けません。

オ 他の法人の応募に関する質問や審査状況についての質問は受け付けません。

(3) 回答方法

受付した質問については、令和6年12月23日（月）以降、町ホームページで回答予定です。

(4) スケジュールについて

今後のスケジュールは以下のとおりです。都合により日程等の変更が生じる場合があります。

応募要項配布	令和6年12月6日（金）～12月20日（金）
応募書類受付期間	令和6年12月6日（金）～令和7年1月24日（金）
質問受付期間	令和6年12月6日（金）～12月20日（金）
質問に対する回答	令和6年12月23日（月）以降随時、町ホームページで回答
審査	令和7年2月上旬
選定結果公表	令和7年2月下旬

資料 1

選定評価項目（新宮町定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス整備・運営事業者選定）

	項 目	内 容
法 人 の 評 価	1 法人の適格性	法人が、介護保険法第78条の2第4号各号に該当しないなど応募要件に掲げる不適格要件に該当しないこと。
	2 事業実績	当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。
	3 関係行政庁の監査及び指導状況	本事業の設置主体として問題がないと認められること。
	4 法人の経営状況	経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。
事 業 計 画 の 基 礎 評 価	5 事業所運営の基本的考え方	当該事業を理解し、利用者本位のサービスを継続して提供できること。
	6 管理者の経験及び適正	当該介護保険事業者指定基準に適合する者であり、当該事業を運営するに当たり十分な知識及び経験等を有する者であること。
	7 オペレーターの資格及び人数	随時対応における判断能力、調整能力等、十分な知識及び経験を有すること。 また、適切にサービスを提供できる人数を確保すること。
	8 訪問介護員等の資格及び人数	定期巡回及び随時訪問の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。 また、適切にサービスを提供できる人数を確保すること。
	9 看護師等の資格及び人数	訪問看護の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。 また、必要な人数、勤務時間が確保されていること
	10 事業に必要な機器等の確保状況	利用者情報等を蓄積する機器が備えられていること。オペレーターとの適切な通信手段が備えられていること。
	11 事業所の確保状況	事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれること。
	12 事業所の立地条件	事業所から利用者宅への訪問にかかる時間が適切であること。

	1 3 地域医療との連携	サービス提供に当たり、指導・助言を得られる医療機関等が確保されていること。
事業展開に対する評価	1 4 事業実績の活用	事業計画に、これまでの事業実績に基づく独自の運営手法等が認められること。
	1 5 事業の先進性	事業計画に、先駆的な取組等の特色が認められること。
	1 6 地域特性への対応	事業計画に、利用者個々のニーズに柔軟に対応するための取組が認められること。
	1 7 地域包括ケアシステムへの対応	事業計画に、地域包括ケアシステムに対応する取組が認められること。
その他	1 8 その他特記事項	事業計画に、選定基準に掲げる項目以外に評価すべき要素があるか。

資料2

質問票（定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備・運営事業者選定）

事業者名	
担当者名	
電話番号	
F A X	

質問事項（1枚に1件ずつ、簡潔に記載してください。）

質問票は福祉センター窓口へ提出していただくか、F A Xで送信してください。なお、F A Xの場合は必ず受信確認のために電話をしてください。

【送信先】

新宮町福祉センター 健康福祉課 高齢者福祉担当

F A X 092-710-8287 電話 092-710-8286

資料 3

提出書類一覧

番号	書類	様式
1	応募申込書	様式 1
2	事業計画書	様式 2
3	定款	
4	法人登記簿謄本	
5	直近 2 期分の決算報告書	
6	預貯金残高証明書	
7	納税証明書（公募開始日以降に発行されたもの）	
8	既存事業（介護保険事業）に係る関係行政庁の監査及び指導状況等（改善指示書及び改善報告書などの写し）	
9	事業所の案内図（縮尺 1 / 1 0, 0 0 0 程度のものと、開設予定区全域を網羅したものの 2 種類を添付）	
1 0	事業所平面図（改修及び増改築の場合は、改修・増改築前の図面）	
1 1	現況写真（全景のほか、事務室内の主要部分 5 枚程度）	
1 2	事業所確保の折衝状況を記したもの（建物売買契約書、賃貸借契約書、合意書があれば添付）	
1 3	事業運営実績一覧表	様式 3
1 4	運営方針	様式 4
1 5	管理者の経歴	様式 5
1 6	オペレーターの経歴	様式 6
1 7	訪問介護員等の雇用に係る方針	様式 7
1 8	（一体型事業所のみ）看護職員等一覧	様式 8
1 9	（連携型事業所のみ）連携訪問看護事業所一覧	様式 9
2 0	同意書	様式 1 0
2 1	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式 1 1
2 2	利用者状況を蓄積する機器等及び利用者からの通報を受ける通信機器等の概要	様式 1 2
2 3	連携する医療機関一覧	様式 1 3
2 4	介護・医療連携推進会議の概要	様式 1 4
2 5	緊急時及び非常災害時に備えた体制等の概要	様式 1 5
2 6	令和 7 年・8 年度資金計画書	様式 1 6
2 7	令和 7 年・8 年度収支予算書	様式 1 7
2 8	事業実績の活用	様式 1 8

29	先駆的な取組	様式19
30	利用者ニーズ対応	様式20
31	地域包括ケアシステムへの対応	様式21
32	誓約書及び役員一覧	様式22
33	会社更生法、民事再生法及び破産法に係る疎明書面（自認書）	様式23